

相談事例

ID: 08-01-005

相談タイトル

分譲マンションの共用部分の安全対策について

Q: ご相談内容

分譲マンションを購入する予定。物件の内覧に行ったところ、共同部分にある吹き抜け周囲に手すりが設置されており、まだ小さい子供と一緒に住むことから、転落等の危険があり心配。何か対応策はないのか。

A: 回答

共用（共同）部分に関しては、相談者ご自身も加入することとなる管理組合に相談する事になると思います。バルコニーに設置される手すりについては、床面からの高さ1.1m以上や豊棟の間隔などに建築基準法（施行令）上の基準があります。法基準に適合している手すりが設置されているとすると、その部分を改修等実施するには、管理組合に対し家族構成等の個別の事情や安全性の向上などを説明し、対応して貰う事になると考えます。